



MINISTRY OF SCIENCE,
TECHNOLOGY AND SPACE
STATE OF ISRAEL



国立研究開発法人
科学技術振興機構
Japan Science and Technology Agency

JAPAN SCIENCE AND
TECHNOLOGY AGENCY
(JST) JAPAN

JAPAN-ISRAEL COOPERATIVE SCIENTIFIC RESEARCH

Call for Project Proposals

in the area of 'ICT for a Resilient Society'

A. AREAS OF COOPERATION

The Japan Science and Technology Agency (herein referred to as “JST”) and the Ministry of Science, Technology and Space of State of Israel (herein referred to as “MOST”) are providing financial support for joint research activities carried out by Japanese and Israeli researchers. Japanese-Israeli research teams are hereby invited to submit joint research proposals on **ICT for a Resilient Society**. Funding for this research area focuses on exploring technologies, computer systems, solutions, or mathematical models based on ICT. Through such funded research, we expect our society to become more resilient to drastic changes or damage caused by social challenges, economic downturns, or natural disasters. Moreover, such research may allow us to restore stability of urban infrastructure and public services in a timely fashion after the above social changes. Collaboration between Japanese and Israeli researchers in response to this call should aim to leverage



MINISTRY OF SCIENCE,
TECHNOLOGY AND SPACE
STATE OF ISRAEL



国立研究開発法人
科学技術振興機構
Japan Science and Technology Agency

JAPAN SCIENCE AND
TECHNOLOGY AGENCY
(JST) JAPAN

ICT potential and various possibilities as much as possible in order to address these challenges.

The objective of the Call is not only to produce innovative research outcomes, involving the improvement or optimization of services utilizing ICT, but also to promote research exchange and networking through research collaboration between the two countries. Research proposals should clearly state their goals and their planned approaches, as well as the social issues or challenges they intend to address.

The following are examples of social issues or challenges that the “ICT for a Resilient Society” field of research can target: economic/social fluctuations, mobility including traffic flows, ICT networks and grids, population behaviors in times of social change and natural disasters or other emergencies, issues surrounding urban infrastructure systems from social and cultural perspectives on one hand, and earthquakes and abnormal weather such as drought or torrential rain from the perspective of natural disasters on the other.

Japanese and Israeli researchers will likely find the following topics to be of common interest for their proposals as they represent good opportunities to



MINISTRY OF SCIENCE,
TECHNOLOGY AND SPACE
STATE OF ISRAEL



国立研究開発法人
科学技術振興機構
Japan Science and Technology Agency

JAPAN SCIENCE AND
TECHNOLOGY AGENCY
(JST) JAPAN

demonstrate synergy in their research collaboration:

- Relations between ICT and domain(s) including aging society, health care, mobility assessment, energy management, and/or disaster prevention/mitigation
- Resilient technologies for social ICT architecture and infrastructures, social services, and understanding and management of human behavior. Social ICT architecture here fully utilizes advanced ICT technologies such as data architecture and cloud service platform and enables various social services such as one-stop local government service, care support system for senior people, and health care system. Resilient infrastructures cover both of ICT and physical ones; the former includes networks, data platforms and distributed architecture, while the latter includes deteriorated social infrastructures and embedded sensors and actuators.
- Metrics management (city performance, social cost, operation cost etc).
 - Economic impact modelling
 - Theories & Algorithms

Research proposals integrating into ICT various disciplines such as computer science, urban engineering, sociology and economics, or disaster prevention



MINISTRY OF SCIENCE,
TECHNOLOGY AND SPACE
STATE OF ISRAEL



国立研究開発法人
科学技術振興機構
Japan Science and Technology Agency

JAPAN SCIENCE AND
TECHNOLOGY AGENCY
(JST) JAPAN

science and technologies are encouraged and welcomed in this collaboration program. However, **proposals targeting medicine or drug development are not eligible for this Call for Proposals.**

B. MODE OF COOPERATION

Cooperation may take the form of:

- joint research activities where interdependent subprojects of a single project are conducted in the Japanese and the Israeli laboratories;
- complementary methodological approaches to a common problem;
- joint use of research facilities, materials, equipment and/or services by cooperating scientists;
- joint planning of research and evaluation of results.

C. LEVEL OF FUNDING AND PROJECT DURATION

The total maximum project funding for all research projects approved under this Call is 70,200,000 JPY for the Japanese side and 2,400,000 NIS for the Israeli side, over a three year period. The allocation for each specific research proposal that is approved will be up to **18,000,000 JPY** as direct cost (the overhead cost of 30% of direct cost is added separately) on the Japanese side and up to **800,000 NIS** on the Israeli side for the three year project period.



MINISTRY OF SCIENCE,
TECHNOLOGY AND SPACE
STATE OF ISRAEL



国立研究開発法人
科学技術振興機構
Japan Science and Technology Agency

JAPAN SCIENCE AND
TECHNOLOGY AGENCY
(JST) JAPAN

It is the intention of JST and MOST to support **approximately 3 joint projects**.

However, the actual number of projects to be sponsored will be determined based on such factors as scientific evaluation and budgetary considerations. Research projects should be planned on **a three year basis**. Contracts will be signed accordingly.

Funding for the approved projects will depend on budgetary approval by the State in respect of each of the program sponsors to this Call and the availability of funds in the relevant line of the State budget of both countries.

D. ELIGIBILITY

1. Projects must be conducted by collaborating Japanese and Israeli scientific research teams.
2. Each research team must be led by one Principal Investigator from each country.
3. The Principal Investigator on the Israeli side must be affiliated with an Academic Institution, meaning – in Israel – an accredited institution of higher learning in Israel, according to the Council for Higher Education Law, 1958, or a public research institute with experience in the relevant fields.

For the purposes of this Call a "public research institute" means a research institute whose main activity is the advancement of cutting-edge scientific knowledge, which



MINISTRY OF SCIENCE,
TECHNOLOGY AND SPACE
STATE OF ISRAEL



国立研究開発法人
科学技術振興機構
Japan Science and Technology Agency

JAPAN SCIENCE AND
TECHNOLOGY AGENCY
(JST) JAPAN

possesses appropriate infrastructure and equipment and which employs researchers who, inter alia, publish articles related to their research in leading scientific journals and who present their research at international symposia. Industrial partners are encouraged to participate in research teams headed by Principal Investigators from an Academic Institution.

In Japan, researchers from industry may act as Principal Investigators.

4. Each Principal Investigator and affiliated Institution is accountable to JST or MOST, respectively, for the execution of the project.
5. Proposals for which funding is approved, which include experiments with animals, must submit the approval of the relevant Helsinki Committee for Experimentations on Animals before the project can commence.
6. Proposals for which funding is approved, which involve human beings, must submit the approval of the relevant Helsinki Committee before the project can commence.

D1. ADDITIONAL PROVISIONS

It is required that the Japanese and Israeli research teams and their institutions enter into agreements regarding intellectual property rights prior to the start of collaborative activities.



MINISTRY OF SCIENCE,
TECHNOLOGY AND SPACE
STATE OF ISRAEL



国立研究開発法人
科学技術振興機構
Japan Science and Technology Agency

JAPAN SCIENCE AND
TECHNOLOGY AGENCY
(JST) JAPAN

D2. SUBMISSION OF RESEARCH PROPOSALS

For Japanese research teams:

Japanese Principal Investigators should electronically submit proposals in English (the same as submitted by the Israeli side) and partly in Japanese (where indicated) using the attached Application Forms, via the “e-Rad” System to JST by 15:00 (Japanese local time) on **31 May, 2016**.

See Appendix for Additional Requirements for Japanese Researchers (only in Japanese)

For Israeli research teams:

The Israeli Principal Investigator should submit the proposal by e-mail in English, using the attached Application Form and including all required documents, to the following email address: Japan@most.gov.il (in "pdf" format duly signed, along with a working copy in "doc" format without signatures).

Proposals must actually reach the abovementioned email address by **May 31st 2016 at 15:00 local time**, and will not be accepted under any circumstances after the specified date and hour.

Because of technical constraints, emails exceeding 7 megabytes cannot be received. If the email and its attachments exceed 7 MB, it must be divided. Shortly after submitting



MINISTRY OF SCIENCE,
TECHNOLOGY AND SPACE
STATE OF ISRAEL



国立研究開発法人
科学技術振興機構
Japan Science and Technology Agency

JAPAN SCIENCE AND
TECHNOLOGY AGENCY
(JST) JAPAN

their email, applicants should receive an automatic reply acknowledging its receipt. If an email confirming receipt is not received, applicants should approach the MOST contact persons detailed below to make sure the email was duly received. **It is solely the sender's responsibility** to receive confirmation that the email was received, whether by automatic reply or personal confirmation. As technical problems are possible, **it is strongly recommended that applicants submit their proposals well in advance of the application deadline.** A valid project application consists of the Application Form **duly filled in and signed**, together with all the necessary application documents required from each side of a joint research team, submitted respectively to MOST and JST. **If the applications are not duly received by both MOST and JST by the date and hour indicated above, they will not be accepted.**

In addition, Israeli Principal Investigators **should send 2 hard copies** of their proposals by **June 5th 2016** to the following MOST address:

Avi ANATI

Deputy Director General for Planning & Control

Ministry of Science, Technology and Space

Call for Proposals for Israel-Japan 2016

Government Offices, Kiryat Begin

Clermont Ganneau St. 1

Building 3, 3rd Floor, Room 309, Jerusalem



MINISTRY OF SCIENCE,
TECHNOLOGY AND SPACE
STATE OF ISRAEL



国立研究開発法人
科学技術振興機構
Japan Science and Technology Agency

JAPAN SCIENCE AND
TECHNOLOGY AGENCY
(JST) JAPAN

E. FUNDED EXPENSES

For Japanese researchers, funding can be provided by JST for:

- (1) Stipend for a PhD student, stipend or salary for a post-doctoral fellow, salary for a researcher, technician and/or laboratory worker (temporary positions for up to 3 years within the research project period)
- (2) Consumables
- (3) Small scale equipment
- (4) Travel and visiting costs
- (5) Joint seminars and workshops

The budget of a project may differ in each year, depending on the content of activities, but the total budget for a researcher in Japan over three years including items (1) through to (5) should not exceed 18 million yen.

For Israeli research teams, funding can be provided by MOST for the following types of expenses:

- (1) Stipend or salary for PhD students, post-doctoral fellows, technicians and/or laboratory workers retained specifically for the purpose of the project for a temporary period of up to 3 years
- (2) Consumables



MINISTRY OF SCIENCE,
TECHNOLOGY AND SPACE
STATE OF ISRAEL



国立研究開発法人
科学技術振興機構
Japan Science and Technology Agency

JAPAN SCIENCE AND
TECHNOLOGY AGENCY
(JST) JAPAN

- (3) Small scale equipment
- (4) Travel and visiting costs
- (5) Joint seminars and workshops
- (6) Overhead expenses up to 15% of the total amount of the research project inclusive of the funds provided on the basis of this Call.

For Japanese and Israeli research teams: Each budget item or expenditure for which reimbursement is requested must conform to the respective national rules of each researcher/

F. MUTUAL VISITS

Participating researchers are encouraged to spend an extended period of time visiting their counterparts' institutions. So long as such visits are an integral part of the research collaboration, international travel and living expenses for researchers visiting counterpart countries may be included in each research team's project budget.

G. PROPOSAL REVIEW

After the proposals are evaluated by each of the program sponsors separately, JST and MOST will jointly decide which projects will be funded and in what amounts based on the results of their independent evaluation and ranking.



MINISTRY OF SCIENCE,
TECHNOLOGY AND SPACE
STATE OF ISRAEL



国立研究開発法人
科学技術振興機構
Japan Science and Technology Agency

JAPAN SCIENCE AND
TECHNOLOGY AGENCY
(JST) JAPAN

Proposals will be evaluated in accordance with the following criteria:

1. Conformity with the research area of this Call

2. Capability of the Principal Investigators

The Principal Investigators should have the experience, appropriate expertise and ability to manage the collaboration and achieve the project goals within the three-year project period.

3. Significance and potential impacts of the project

Proposals should include explanation of the significance of the challenges being addressed and the potential impact of the proposed approach on their resolution.

4. Scientific innovativeness

The project should have originality and novelty in the research area.

5. Clarity and quality

The proposal should explain clearly the research topic, research objectives, methodology, and detailed program, and should be of sufficient quality regarding each of these.

6. Feasibility

The plan for research and mutual visits should be feasible.

7. Practical applicability

Expected achievements should have innovative aspects and specific advantages compared to other existing technologies.



MINISTRY OF SCIENCE,
TECHNOLOGY AND SPACE
STATE OF ISRAEL



国立研究開発法人
科学技術振興機構
Japan Science and Technology Agency

JAPAN SCIENCE AND
TECHNOLOGY AGENCY
(JST) JAPAN

8. Synergetic effect

The project should demonstrate synergetic benefits as a joint research activity between Japan and Israel.

9. Effectiveness and continuity of the exchange

The proposal needs to contain activities to enhance sustainable research exchange.

Relevant examples include:

- Fostering young researchers through exchanges
- Sustainable development of the initiated knowledge exchange
- Expanding international research networks via the research project
- Improving the presence of Japanese or Israeli science and technology in the respective counterpart country
- Exchanging knowledge, know-how and skills of one partner to maximize the utilization of the other partner's unique applications

10. Justification of project budget

H. CONTRACTS, PAYMENTS AND REPORTS

1. Project Period

The expected starting date for approved projects is **December 2016**. In principle, the project period is three years from the starting date of the approved projects. However,



MINISTRY OF SCIENCE,
TECHNOLOGY AND SPACE
STATE OF ISRAEL



国立研究開発法人
科学技術振興機構
Japan Science and Technology Agency

JAPAN SCIENCE AND
TECHNOLOGY AGENCY
(JST) JAPAN

JST and MOST reserve the right not to fund a second and/or third year of research for scientific, administrative, budgetary or policy reasons.

2. Contracts

Upon approval of a particular project, separate contracts will be signed in Japan and Israel, between JST and the institution of the Japanese Principal (and, when necessary, Partner) Investigator(s) and between MOST and the institution of the Israeli Principal Investigator.

3. Applications for Continuation

For Israeli researchers, an application for the continuation of research funding for the second year must be submitted by the institution of the Israeli Principal Investigator to MOST using the appropriate forms at least two months prior to the end of the first year, and at least two months prior to the end of the second year for continuation into the third year. An annual scientific report must be appended to each application.

4. Payments

Payments will be made by JST and MOST respectively to the institution of each Principal Investigator, and to the institution of other partner investigator(s) in Japan



MINISTRY OF SCIENCE,
TECHNOLOGY AND SPACE
STATE OF ISRAEL



JAPAN SCIENCE AND
TECHNOLOGY AGENCY
(JST) JAPAN

when necessary, in keeping with the provisions of the contracts referred to above,
according to the regulations and practices in force in each country.

5. Reporting

a) Financial Reports

Financial reports will be submitted to JST or MOST, respectively, by the institutions of each Principal Investigator (and Partner in the case of the Japanese team) as specified in the research contract.

b) Scientific Reports

After the conclusion of the project a full final report shall be submitted to JST (by the Japanese Principal Investigator within 2 months) and MOST (by the Israeli Principal Investigator within 3 months) in accordance with the contract or the regulations in force in each country. The Principal Investigators will also submit a joint summary of the final report both to JST and MOST in English.

Additional interim progress reports may be required, according to the practices and regulations of each country, as specified in the research contracts.



MINISTRY OF SCIENCE,
TECHNOLOGY AND SPACE
STATE OF ISRAEL



国立研究開発法人
科学技術振興機構
Japan Science and Technology Agency

JAPAN SCIENCE AND
TECHNOLOGY AGENCY
(JST) JAPAN

In Israel: An interim scientific report must be submitted to MOST two months prior to the end of both the first year and the second year of the project, together with the application for continuation of research funding (see Paragraph 3 above).

In Japan: At the end of each fiscal year, the Japanese Principal Investigator shall promptly submit a progress report to JST on the status of research and networking activities.

I. SPECIAL PROVISIONS REGARDING THE ISRAELI APPLICANT

All procedures and activities under this Call or the projects approved hereunder, including the eligibility of institutions via which applications must be filed, are subject to the standard MOST Procedures Regarding International Collaborative Scientific Projects and Scholarships Funded by MOST and to the MOST Standard Contract for Scientific Projects (both documents referred to hereinafter as "the standard terms").

Applicants are required to familiarize themselves with the standard terms before filing an application under this Call; filing an application constitutes a declaration that the applicant has done so and agrees to be bound by the provisions thereof.



MINISTRY OF SCIENCE,
TECHNOLOGY AND SPACE
STATE OF ISRAEL



国立研究開発法人
科学技術振興機構
Japan Science and Technology Agency

JAPAN SCIENCE AND
TECHNOLOGY AGENCY
(JST) JAPAN

J. INFORMATION ON INFORMATION ON INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS FOR JAPANESE RESEARCHERS

The contract between the Japanese institution and JST will stipulate that Article 19 of the Industrial Technology Enhancement ACT (Japanese version of the Bayh-Dole Act) and Article 25 of the ACT on Protection of the Creation, Protection and Exploitation of Content (tentative translation) will be applied to all intellectual property rights generated as a result of this project, and that these can be the properties of the institution with which the Principal Investigator is affiliated.



MINISTRY OF SCIENCE,
TECHNOLOGY AND SPACE
STATE OF ISRAEL



国立研究開発法人
科学技術振興機構
Japan Science and Technology Agency

JAPAN SCIENCE AND
TECHNOLOGY AGENCY
(JST) JAPAN

K. INFORMATION

JAPAN:

For Additional information:

See (Appendix) Additional Requirements for Japanese researchers (only in Japanese)

Ms. Kana Sadaoka, Mr. Dai Minowa, Mr. Takashi Murakami

Department of International Affairs

Tel: 03-5214-7375

Fax: 03-5214-7379

E-mail: jointisr@jst.go.jp

ISRAEL:

On administrative matters:

Mr. Avi Anati

Deputy Director General for Planning & Control

Tel: 02-5411170/173

E-mail: avi@most.gov.il



MINISTRY OF SCIENCE,
TECHNOLOGY AND SPACE
STATE OF ISRAEL



国立研究開発法人
科学技術振興機構
Japan Science and Technology Agency

JAPAN SCIENCE AND
TECHNOLOGY AGENCY
(JST) JAPAN

Mrs. Yehudith Nathan

International Relations

Tel: 02-5411145

E-mail: Yehudith@most.gov.il

On Scientific matters:

Dr. Fadil Salih

Director, Physics and Applied Mathematics

Tel: 02-5411816

E-mail: fadils@most.gov.il

Dr. Sky Gross

Director, Division of Social Sciences and Humanities

Tel: 02-5411182

E-mail: sky@most.gov.il

日本側応募者への応募にあたっての注意事項

- ・公正な研究を目指して
- ・研究倫理に関する教育プログラムについて
- ・日本側研究者によるe-Radへの応募について(付録)

公正な研究を目指して

近年の相次ぐ研究不正行為や不誠実な研究活動は、科学と社会の信頼関係を揺るがし、科学技術の健全な発展を阻害するといった憂慮すべき事態を生み出しています。研究不正の防止のために、科学コミュニティの自律的な自浄作用が機能することが求められています。研究者一人ひとり自らを厳しく律し、崇高な倫理観のもとに新たな知の創造や社会に有用な発明に取り組み、社会の期待にこたえていく必要があります。

科学技術振興機構(JST)は、研究資金の配分機関として、研究不正を深刻に重く受け止め、関連機関とも協力して、社会の信頼回復のために不正防止対策について全力で取り組みます。

1. JSTは研究活動の公正性が、科学技術立国を目指すわが国にとって極めて重要であると考えます。
2. JSTは誠実で責任ある研究活動を支援します。
3. JSTは研究不正に厳正に対処します。
4. JSTは関係機関と連携し、不正防止に向けて研究倫理教育の推進や研究資金配分制度の改革などに取り組みます。

私たちは、夢と希望に満ちた明るい未来社会を実現するために、社会の信頼のもとで健全な科学文化を育まねばなりません。引き続き、研究コミュニティや関連機関のご理解とご協力をお願いします。

国立研究開発法人科学技術振興機構
理事長 濱口道成

1. 研究倫理に関する誓約について

本公募に申請する研究代表者は、以下の項目に関して誓約していただきます(e-Radでの個別項目にチェックを入れてください)。

- ・「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定)」の内容を理解し、遵守することを誓約します。
※研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン
https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm
- ・「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(平成 26 年 2 月 18 日改正文部科学大臣決定)」の内容を理解し、遵守することを誓約します。
※研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)
https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904.htm
- ・本研究提案が採択された場合、研究活動の不正行為(捏造、改ざん及び盗用)並びに研究費の不正使用を行わないことを誓約します。
- ・本研究提案に記載している過去の研究成果において、研究活動の不正行為は行われていないことを誓約します。

2. 研究倫理に関する教育プログラムについて

本公募に申請する研究代表者は、研究倫理に関する教育プログラムを受講していることが応募要件となります。受講済みであることが確認できない場合は、要件不備と見なし、不受理となります。

研究倫理に関する教育プログラムの受講と受講済みであることの申告と登録の手続きは以下の①～②のいずれかにより行ってください。e-Radでの入力方法は付録「e-Radによる応募情報入力の方法」をご覧ください。

① 所属機関におけるプログラムを修了している場合

所属機関で実施しているeラーニングや研修会などの各種研究倫理教育に関するプログラム(CITI Japan e-ラーニングプログラムを含む)を申請時点で修了している場合は、e-Radの応募情報入力画面で、修了していることを申告・登録してください。

② 所属機関におけるプログラムを修了していない場合(所属機関においてプログラムが実施されていない場合を含む)

- a. 締め切り後30日以内に所属機関で実施している研究倫理教育に関するプログラムを修了することが可能な場合
申請時点で受講・修了できなかった場合は、e-Radの応募情報入力画面でその

旨を申告するとともに、所属機関で速やかに受講・修了してください。応募締め切り後30日以内に公募担当者に修了したことを連絡し、その上で公募担当者の指示に従い、e-Radの応募情報入力画面で、修了していることを申告・登録してください。

b. 過去にJSTの事業等においてCITIJapan-ラーニングプログラムを修了している場合

JSTの事業等において、CITIJapan-ラーニングプログラムを申請時点で修了している場合は、e-Radの応募情報入力画面で、修了していることを申告・登録してください。

c. 上記a.b.以外の場合

- i. 所属機関において研究倫理教育に関するプログラムが実施されていないなど、所属機関で研究倫理教育に関するプログラムを受講することが困難な場合は、JSTを通じてCITIJapan-ラーニングプログラムダイジェスト版を受講することができます。受講にあたっては、下記URLから受講登録を行ってください。<http://edu.citiprogram.jp/jstreggh28.html>

受講登録および受講にかかる所要時間はおおむね1～2時間程度で、費用負担は必要ありません。受講登録後速やかに受講・修了した上で、e-Radの応募情報入力画面で、修了していることおよび修了証に記載されている修了証番号（修了年月日の右隣にあるRef#）を申告・登録してください。

- ii. i.において、申請時点で受講・修了できなかった場合は、e-Radの応募情報入力画面でその旨を申告するとともに、速やかに受講・修了してください。後日、JST担当者へ、修了していることおよび修了証に記載されている修了証番号（修了年月日の右隣にあるRef#）を電子メールで確認してください。申告期限は、研究提案締切後30日以内（平成28年7月1日（金）15時まで）です。その上で公募担当者の指示に従い、e-Radの応募情報入力画面で、修了していることを申告・登録してください。

■研究倫理教育に関するプログラムの内容についての相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構 総務部 研究公正室

E-mail: ken_kan[at]jst.go.jp ※atは@に変換して送信してください

■応募締切後の受講済み情報の連絡やその他公募に関する相談窓口

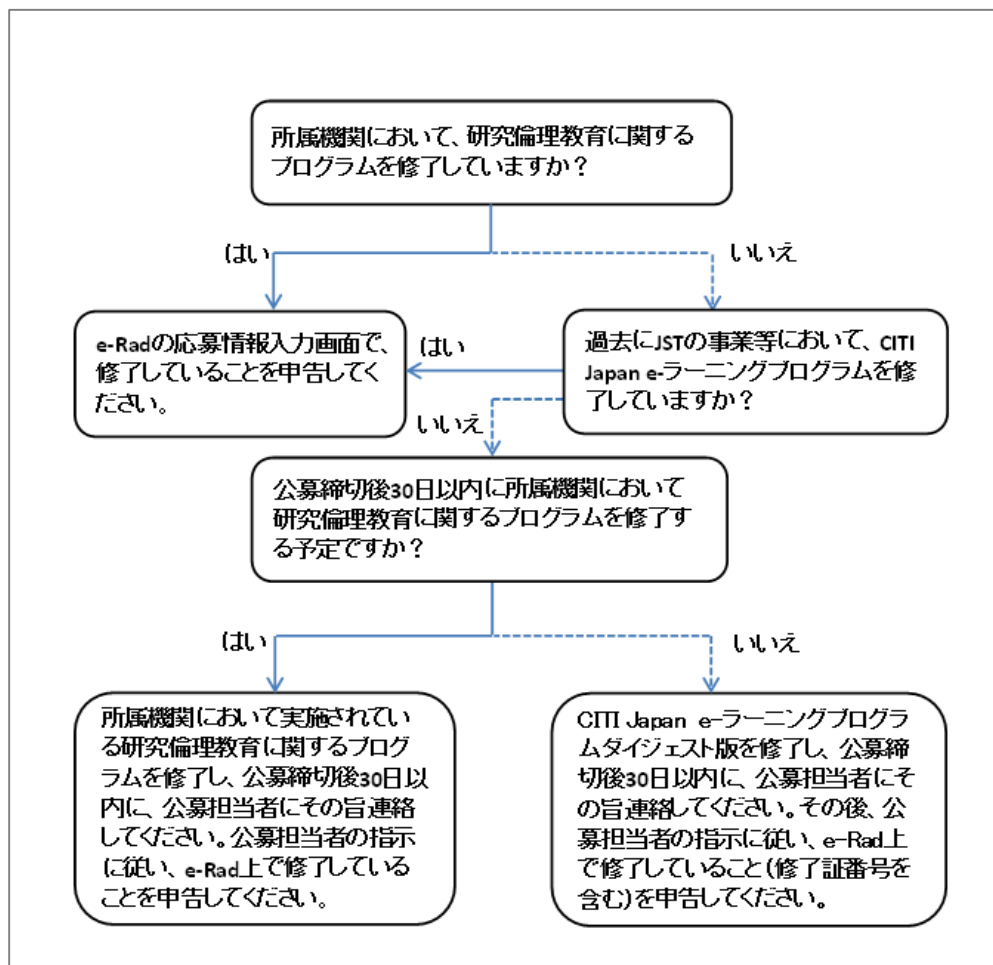
国立研究開発法人科学技術振興機構 国際科学技術部

事業実施グループ（定岡、箕輪、村上）

E-mail: jointisr[at]jst.go.jp

※スパムメール対策をしています。送信の際は[at]を@に換えてください。）

※メール本文に公募名、e-Rad の課題 ID、申請者名、課題名を記載してください。



(図：研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了申告フローチャート)

本項と併せて本事業ホームページもご覧ください。

JST 国際科学技術共同研究推進事業(戦略的国際共同研究プログラム)

<https://www.jst.go.jp/inter/index.html>

1 研究提案書記載事項等の情報の取り扱いについて

研究提案書は、提案者の利益の維持、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」その他の観点から、選考以外の目的に使用しません。提案内容に関する秘密は厳守します。詳しくは、下記ホームページをご参照ください。

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H15/H15HO059.html>

2 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)上の採択された研究提案書記載事項等の情報の取り扱いについて

採択された個々の課題に関する情報(事業名、研究課題名、所属研究機関名、研究代表者名、予算額及び実施期間)については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号)第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。これらの情報については、採択後適宜本事業のホームページにおいて公開します。

3 e-Rad からの内閣府への情報提供等

応募書類等に含まれる個人情報は、不合理な重複や過度の集中の排除のため、他府省・国立研究開発法人・独立行政法人を含む他の競争的資金制度等(※1)の業務においても必要な範囲で利用(データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む)する他、文部科学省が管理運用する府省共通研究開発管理システム(e-Rad)(※2)を通じ、内閣府に、各種の情報を提供することがあります。また、これら情報の作成のため、各種の作業や情報の確認等についてご協力いただくことがあります。e-Radについては本別紙の「24 e-Rad を利用した応募方法」をご参照ください。

※ 1 他の具体的な対象の競争的資金制度については、下記の内閣府のホームページでご確認ください。

<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>

※2 「府省共通研究開発管理システム(e-Rad)」とは、各府省が所管する競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセス(応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等)をオンライン化する府省横断的なシステムのことです。

「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development(科学技術のための研究開発)の頭文字に、Electric(電子)の頭文字を冠したものです。

4 不合理な重複・過度の集中に対する措置

4.1 不合理な重複に対する措置

研究者が、同一の研究者による同一の研究課題(競争的資金が配分される研究の名称及びその内容をいう。)に対して、国、独立行政法人(国立研究開発法人含む)の複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本事業において審査対象からの除外、採択の決定の取消し、又は研究費の削減(以下、「採択の決定の取消し等」という。)を行うことがあります。

- ・ 実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ）の研究課題について、複数の競争的資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合。
- ・ 既に採択され、配分済の競争的資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合。
- ・ 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合。
- ・ その他これに準ずる場合。

なお、本事業への申請段階において、他の競争的資金制度等への応募を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には速やかに本事業お問い合わせ先（末尾に記載）に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

4.2 過度の集中に対する措置

本事業に提案された研究内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、当該研究者又は研究グループ（以下、「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が効果的・効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れない程の状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本事業において、採択の決定の取消し等を行うことがあります。

- ・ 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・ 当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間（※）に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（％））に比べ過大な研究費が配分されている場合
- ・ 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・ その他これらに準ずる場合

このため、本事業への提案書類の提出後に、他の競争的資金制度等に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本事業お問い合わせ先（末尾に記載）に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

※ 研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

エフォートの考え方

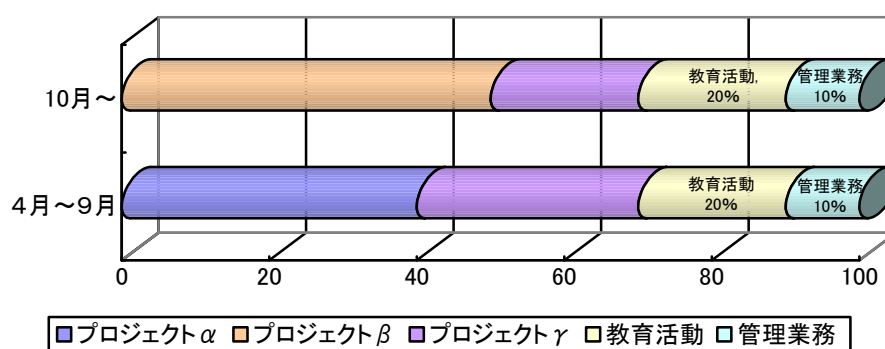
エフォートの定義について

- 第3期科学技術基本計画によれば、エフォートは「研究に携わる個人が研究、教育、管理業務等の各業務に従事する時間配分」と定義されています。
- 研究者の皆様が課題を申請する際には、当該研究者の「全仕事時間に対する当該

研究の実施に必要とする時間の配分割合」を記載していただくことになります。

- なお、この「全仕事時間」には、研究活動にかかる時間のみならず、教育活動や管理業務等にかかる時間が含まれることに注意が必要です。
- したがって、エフォートの値は、研究計画の見直し・査定等に応じて、変更し得ることになります。

例：年度途中でプロジェクトαが打ち切れ、プロジェクトβに採択された場合の全仕事時間の配分状況（この他、プロジェクトγを一年間にわたって実施）



- このケースでは、9月末でプロジェクトαが終了（配分率40%）するとともに、10月から新たにプロジェクトβが開始（配分率50%）されたことにより、プロジェクトγのエフォート値が30%から20%に変化することになります。

4.3 不合理な重複・過度の集中排除のための、提案内容に関する情報提供

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募（又は採択課題・事業）内容の一部に関する情報を、e-Rad などを通じて、他府省を含む他の競争的資金制度等の担当に情報提供する場合があります。また、他の競争的資金制度等においてこれらの確認を行うため求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。

4.4 他府省を含む他の競争的資金等の応募受入状況

科学研究費補助金等、国や独立行政法人が運用する競争的資金や、その他の研究助成等を受けている場合（応募中のものを含む）には、研究提案書の様式に従ってその内容を記載していただきます。これらの情報に関して不実記載があった場合は、研究提案が不採択、採択取り消し又は研究費が減額配分となる場合があります。

5 研究費の不正使用および不正受給への対応

実施課題に関する研究費の不正な使用及び不正な受給（以下、「不正使用等」という。）については以下のとおり厳格に対応します。

○研究費の不正使用等が認められた場合の措置

(i) 契約の解除等の措置

研究費の不正使用および不正受給（以下、不正使用等という。）が認められた課題について、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(ii) 申請及び参加(※1)の制限等の措置

本事業の研究費の不正使用等を行った研究者（共謀した研究者も含む。（以下、「不正使用等を行った研究者」という。）や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者(※2)に対し、不正の程度に応じて下記の表のとおり、本事業への申請及び参加の制限措置をとります。

また、他府省及び他府省所管の独立行政法人を含む他の競争的資金等の担当に当該不正使用等の概要（不正使用等をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金制度において、申請及び参加が制限される場合があります。

※1「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題（継続課題）への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指す。

※2「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用又は不正受給に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指す。

国又は独立行政法人が所管している他の競争的資金制度(※)において、研究費の不正使用等により制限が行われた研究者については、他の競争的資金制度において応募資格が制限されている期間中、本事業への申請及び参加を制限します。

「他の競争的資金制度」について、平成28年度以降に新たに公募を開始する制度も含みます。なお、平成27年度以前に終了した制度においても対象となります。

※現在、具体的に対象となる制度につきましては、以下のHPをご覧ください。

<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>

研究費等の使用の内容等	応募制限期間(補助金等を返還した年度の翌年度から※1)
1 研究費等の不正使用の程度が、社会への影響が小さく、且つ行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年

2 研究費等の不正使用の程度が、社会への影響が大きく、且つ行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
3 1及び2以外で、社会への影響及び行為の悪質性を勘案して判断されるもの	2～4年
4 1から3にかかわらず、個人の経済的利益を得るために使用した場合	10年
5 偽りその他不正の手段により研究事業等の対象課題として採択された場合	5年
6 研究費等の不正使用に直接関与していないが、善管注意義務に違反して使用を行ったと判断される場合	1～2年

※1 不正使用等が認定された当該年度についても、参加を制限します。

(iii) 不正事案の公表について

本事業において、研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、本事業への申請及び参加が制限された研究者については、当該不正事案の概要（研究者氏名、制度名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、原則公表することとします。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」においては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関においては同ガイドラインを踏まえて適切に対応してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm

(iv) 他の競争的資金制度で申請及び参加の制限が行われた研究者に対する措置

国又は独立行政法人が所管している他の競争的資金制度(※)において、研究費の不正使用等により制限が行われた研究者については、他の競争的資金制度において応募資格が制限されている期間中、本制度への申請及び参加を制限します。

「他の競争的資金制度」について、平成28年度以降に新たに公募を開始する制度も含まれます。

なお、平成27年度以前に終了した制度においても対象となります。

※現在、具体的に対象となる制度につきましては、以下のHPをご覧ください。

https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/kyoukin26_seido_ichiran.pdf

6 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について

研究機関は、本事業への応募及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文科科学大臣決定、以下「ガイドライン」という。）(※)を遵守することが求められます。

ガイドラインに基づく体制整備状況の調査等に基づき、文部科学省が機関における体制の未整備、規程の未整備、研究倫理教育の未実施等の不備を認める場合、当該機関に対し、全競争的資金の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下のウェブサイトをご参照ください。

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

7 研究活動の不正行為に対する措置

本事業において、研究活動における不正行為（捏造、改ざん、盗用）があった場合、ガイドラインに基づき、以下の措置を行います。

7.1 契約の解除等の措置

本事業の研究課題に関して、研究活動の不正行為が認められた場合には、委託契約の解除・変更を行い、不正行為の悪質性等に考慮しつつ、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

7.2 申請及び参加の制限等の措置

本事業による研究論文・報告書等において、不正行為が認定された者や、不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、不正行為の悪質性等や責任の程度により、下記の表のとおり、本事業への申請及び参加の制限措置を講じます。

また、申請及び参加の制限措置を講じた場合、文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度等（以下「文部科学省関連の競争的資金制度等」という。）の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度（以下「他府省関連の競争的資金制度」という。）の担当に情報提供することにより、文部科学省関連の競争的資金制度等及び他府省関連の競争的資金制度において、同様に、申請及び参加が制限される場合があります。

不正行為に係る応募制限の対象者		不正行為の程度	応募制限期間 （不正が認定された年度の翌年度から※1）
不正行為	1 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年
	2 不正行為があった研究に係る	当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこ 当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断さ	5～7年

に 関 与 し た 者	論 文 等 の 著 者	これらのものと同等の責任を負うものと認定されたもの)	れるもの 当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
		上記以外の著者		2～3年
	3 1及び2を除く不正行為に関与した者			2～3年
	不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年

※1 不正行為等が認定された当該年度についても、参加を制限します。

7.3 他の競争的資金制度等及び基盤的経費で申請及び参加の制限が行われた研究者に対する措置

本事業以外の文部科学省関連の競争的資金制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的資金制度による研究活動の不正行為により応募及び参加の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業への申請及び参加を制限します。

7.4 不正事案の公表について

本事業において、上記 7.1 及び 7.2 の措置を行ったときは、当該事案の内容（不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等）について、文部科学省において原則公表します。

さらに JST においても、当該事案の概要（研究者氏名、事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、原則公表します。

また、ガイドラインにおいては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関において適切に対応してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/

8 採択された研究代表者および主たる共同研究者の責務

8.1 確認文書の提出

提案した研究課題が採択された後、JST が実施する説明会等を通じて、次を掲げる事項を遵守することを確認していただき、あわせてこれらを確認したとする文書を JST に提出していただきます。

- a. 募集要項等の要件を遵守する。
- b. JST の研究費は国民の税金で賄われており、研究上の不正行為や不正使用などを行わないことを約束する。
- c. 参画する研究員等に対して研究上の不正行為を未然に防止するために JST が指定する研究倫理教材(CITI Japan e-ラーニングプログラム)の履修義務について周知し、内容を理解させることを約束する。

また、上記 c.項の研究倫理教材の履修がなされない場合には、履修が確認されるまでの期間、研究費の執行を停止することがありますので、対象者が確実に履修するようご注意ください。

8.2 研究倫理教材の履修義務

参画する研究員等(研究代表者および主たる共同研究者を含む)は、研究上の不正行為を未然に防止するために JST が指定する研究倫理教材(CITI Japan e-ラーニングプログラム)を履修することになります。

詳しくは、下記ホームページをご参照ください。

<https://www.jst.go.jp/researchintegrity/education.html#M2>

8.3 報告及び調査への対応

報告及び JST に対する所要の報告等、および JST による経理の調査や国の会計検査等に対応していただきます。

9 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について

1) 公的研究費の管理・監査の体制整備等について

- 研究機関は、本事業の応募実施等にあたり、その原資が公的資金であることを確認するとともに、関係する国の法令等を遵守し、事業を適正かつ効率的に実施するよう努めなければなりません。特に、研究活動の不正行為又は不正使用等(*1)(以下、「不正行為等」という。)を防止する措置を講じることが求められます。具体的には、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26 年 8 月 26 日 文部科学大臣決定)および「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定・平成 26 年 2 月 18 日改正)に基づき、研究機関の責任において公的研究費の管理・監査の体制を整備した上で、委託研究費の適正な執行に努めるとともに、コンプライアンス教育も含めた不正行為等への対策を講じる必要があります。なお、「研究機関における公的研究費の管理・

監査のガイドライン(実施基準)及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26 年 8 月 26 日 文部科学大臣決定)については、下記ホームページをご参照ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904.htm

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

- ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、全競争的資金の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

(※1) 研究費等を他の用途に使用した場合、虚偽の請求に基づき研究費等を支出した場合、研究補助員等の報酬等が研究者等の関与に基づき不正に使用された場合、その他法令等に違反して研究費等が支出された場合、又は偽りその他不正の手段により研究事業等の対象課題として採択された場合等。

2) 「体制整備等自己評価チェックリスト」について

- 研究機関(※2)は「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の実施状況等を「体制整備等自己評価チェックリスト」(以下、「チェックリスト」という。)により定期的に報告するとともに、体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。(チェックリストの提出がない場合及び内容に不備が認められる場合の研究実施は認められません。)
- (※2)研究代表者が所属する研究機関のみでなく、研究費の配分を受ける主たる共同研究者が所属する研究機関も対象となります。
- 新規採択により本事業を開始する研究機関及び新たに研究(開発)チームに参加する研究機関は原則として、研究開始(委託研究契約締結日)までにチェックリストを府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を用いて文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室へ提出してください。
- 他事業の応募等により、前年度以降にチェックリストを提出している場合は、委託研究契約に際して、新たに提出する必要はありませんが、チェックリストは公的研究費の管理・監査のガイドラインにおいて年1回程度の提出が求められておりますので、翌年度以降も継続して事業を実施する機関は、改めてその提出が必要となります。
- チェックリストの提出に関する周知は、文部科学省のHP及び e-Rad に登録された「事務代表者」宛でのメール連絡により、行われる予定です。
- チェックリストの提出にあたっては、研究機関において e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となりますので、e-Rad への研究機関の登録を行っていない機関にあつては、早急に手続きをお願いします(登録には通常2週間程度を要します)。手続きの詳細は、以下の e-Rad 所属研究機関向けページの「システム利用に当たっての事前準備」をご覧ください。

<https://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

※チェックリストの提出依頼に加えて、ガイドラインに関する説明会・研修会の開催

案内等も文部科学省より電子メールで送付されますので、e-Rad に「事務代表者」のメールアドレスを確実に登録してください。

- チェックリストは、文部科学省の案内・HPで最新情報を確認の上、作成ください。また、研究機関の監事又は監事相当職の確認を経た上で提出する必要があります。

「体制整備等の自己評価チェックリスト」の提出について(通知)

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm

「体制整備等自己評価チェックリスト」に関するよくある質問と回答(FAQ)(平成 26 年 8 月改訂版)

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1302200.htm

ただし、平成27年9月以降、別途の機会をチェックリストを提出している場合は、今回新たに提出する必要はありません。

なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、本チェックリストについても研究機関のホームページ等に掲載し、積極的な情報発信を行っていただくようお願いいたします。

3) JST における研究開発活動の未然不正防止の取組みへの協力

- 研究開発活動の不正行為を未然に防止する取組みの一環として、JST は、平成 25 年度以降の新規応募による事業に参画し且つ研究機関に所属する研究者等に対して、研究倫理に関する教材(CITI Japan e-ラーニングプログラム)の履修を義務付けることとしました(履修等に必要な手続き等は JST で行います)。研究機関は対象者が確実に履修するよう対応ください。
- これに伴い、JST は、当該研究者等が機構の督促にも拘らず定める履修義務を果たさない場合は、委託研究費の全部又は一部の執行停止を研究機関に指示します。研究機関は、指示に従って研究費の執行を停止するほか、指示があるまで、研究費の執行を再開しないでください。

詳しくは、下記ホームページをご参照ください。

<https://www.jst.go.jp/researchintegrity/education.html#M2>

4) 公的研究費の管理条件付与および間接経費削減等の措置

- 公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の報告・調査等において、その体制整備に不備があると判断された、または、不正の認定を受けた機関については、公的研究費の管理・監査のガイドラインに則り、改善事項およびその履行期限(1 年)を示した管理条件が付与されます。その上で管理条件の履行が認められない場合は、当該研究機関に対する競争的資金における間接経費の削減(段階に応じ最大 15%)、競争的資金配分の停止などの措置が講じられることとなります。

5) 不正行為等の報告および調査への協力等

- 研究機関に対して不正行為等に係る告発等(報道や会計検査院等の外部機関からの指摘も含む)があった場合は、不正使用にあつては、告発等の受付から 30 日以内に、不正行為等(不正使用を除く)にあつては、研究機関があらかじめ定めた期間内(告発等の受付から 30 日以内を目安)に、それぞれ告発等の内容の合理性を確認し調査の可否を判断するとともに、当該調査の可否を JST に報告ください。
- 調査が必要と判断された場合は、調査委員会を設置し、調査方針、調査対象及び方法等について JST と協議しなければなりません。
- 不正使用に係る告発等を受けた場合は受付から 210 日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書について、又不正行為等(不正使用を除く)に係る告発等を受けた場合は研究機関があらかじめ定めた期間内(本調査の開始後 150 日以内を目安)に本調査をとりまとめた調査報告者をそれぞれ JST に提出してください。なお、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、JST に報告する必要がある他、JST の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を JST へ提出する必要があります。
- また、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じなければなりません。
- 最終報告書の提出期限を遅延した場合は、間接経費の一定割合削減、委託研究費の執行停止等の措置を行います。その他、報告書に盛り込むべき事項など、詳しくは、「公的研究費の管理・監査のガイドラン」を参照ください。

10 関係法令など研究を進める上での注意事項

10.1 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法(昭和 24 年法律第 228 号)(以下「外為法」という。)に基づき輸出規制(※)が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、各府省が定める法令・省令・通達等を遵守してください。

※ 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、一定の要件(用途要件・需用者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)の 2 つから成り立っています。

また、研究機材の輸出のみならず、技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者(非居住者)に提供する場合等はその提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USB メモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合がありますので、本邦の法律・制度、相手国の法律・制度及び国際ルールを十分に遵守してください。

【参考】「経済産業省」の『安全保障貿易管理』ホームページ

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>

【参考】「経済産業省」の安全保障貿易管理ハンドブック(2012 年 第 6 版)

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>

【参考】一般財団法人安全保障貿易情報センター

<https://www.cistec.or.jp/index.html>

【参考】安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

10.2 生物遺伝資源等利用に伴う各種規制

相手国からの情報や資料、サンプルの持ち帰りについては、相手国の法令も遵守してください。研究計画上、相手国における生物遺伝資源等を利用する場合には、関連条約等(生物多様性条約、バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書)の批准の有無、コンプライアンス状況等について、必ず応募に先立って十分な確認および対応を行ってください。

生物遺伝資源へのアクセス、及び生物多様性条約の詳細については、以下のホームページをご参照ください。

【参考】「財団法人バイオインダストリー協会」ホームページ

<https://www.mabs.jp/index.html>

【参考】「Convention on Biological Diversity」ホームページ

<https://www.cbd.int/>

10.3 生命倫理及び安全の確保

ライフサイエンスに関する研究については、生命倫理及び安全の確保に関し、各府省が定める法令・省令・倫理指針等を遵守してください。研究者が所属する機関の長等の承認・届出・確認等が必要な研究については、必ず所定の手続きを行ってください。

各府省が定める法令等の主なものは以下のリンクから見るができます。

【参考】文部科学省の「生命倫理・安全に対する取組」ホームページ

<https://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/index.html>

【参考】厚生労働省の「厚生労働科学研究に関する指針」ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kenkyujigyou/i-kenkyu/index.html>

10.4 人権及び利益の保護

研究計画上、相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究又は調査を含む場合には、人権及び利益の保護の取扱いについて、必ず応募に先立って適切な対応を行ってください。

10.5 社会的・倫理的配慮

社会・倫理面等の観点から、研究計画上及び実施の過程で、国内外において容認されがたいと認められるものについては、選考の段階で不採択となります。また、採択されたものについても、研究開始後に上述の注意事項に違反した場合、その他何らかの不適切な行為が行われた場合には、採択の取消し又は研究の中止、研究費等の全部又は一部の返還、及び事実の公表の措置等を取ることがあります。

10.6 研究者の安全に対する責任

本事業の共同研究期間中に生じた傷害、疾病等の事故について、JSTは一切責任を負いません。

10.7 研究成果の軍事転用の禁止

本事業の共同研究から生ずる研究成果の軍事転用は、一切禁止します。

10.8 関係法令等に違反した場合の措置

研究の実施において、関係法令・指針等に違反した場合には、研究の中止や、研究費の返還を求める場合があります。

11 間接経費に係る領収書の保管について

間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、事業完了の年度の翌年度から5年間適切に保管してください。また、間接経費の配分を受けた各受託機関の長は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の6月30日までに指定した書式によりJSTに報告することが必要となります。

12 繰越しについて

当該年度の研究計画に沿った研究推進を原則としますが、JSTでは単年度会計が研究費の使いにくさを生み、ひいては年度末の予算使い切りによる予算の無駄遣いや不正経理の一因となることを考慮し、研究計画の進捗状況によりやむを得ず生じる繰越しに対応するため、煩雑な承認申請手続きを必要としない簡便な繰越し制度を導入しています。繰越し制度は複数年度契約を締結する大学等を対象とします。

13 府省共通経費取扱区分表について

本事業では、競争的資金において共通して使用することになっている府省共通経費取扱区分表に基づき、費目構成を設定しています。経費の取扱については以下の府省共通経費取扱区分表を参照してください。

https://www.jst.go.jp/inter/sicorp/h26a/keihi_toriatsukai_kubun.pdf

14 費目間流用について

費目間流用については、JST の承認を経ずに流用可能な範囲を、当該年度における直接経費総額の 50%以内としています。

15 年度末までの研究期間の確保について

年度末一杯まで研究を実施することができるよう、以下の対応をすることとします。

(1) 研究機関及び研究者は、事業完了後、速やかに成果物として事業完了届を提出することとし、JST においては、事業の完了と研究成果の検収等を行う。

(2) 会計実績報告書の提出期限を 5 月 31 日とする。

(3) 研究成果報告書の提出期限を 5 月 31 日とする。

各研究機関は、これらの対応が、年度末までの研究期間の確保を図ることを目的としていることを踏まえ、機関内において必要な体制の整備に努めてください。

16 「国民との科学・技術対話」について

『「国民との科学・技術対話」の推進について(基本的取組方針)』(平成 22 年 6 月 19 日科学技術政策担当大臣、総合科学技術会議有識者議員)において、「研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する、未来への希望を抱かせる心の通った双方向コミュニケーション活動」を「国民との科学・技術対話」と位置づけています。1 件あたり年間 3000 万円以上の公的研究費の配分を受ける場合には、「国民との科学・技術対話」への積極的な取組みが求められています。詳しくは以下をご参照ください。

<https://www8.cao.go.jp/cstp/gaiyo/syutyu/20100619sendai/kokumin.pdf>

17 研究設備・機器の共用促進に係る事項

「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について(中間取りまとめ)」(平成 27 年 6 月 24 日 競争的研究費改革に関する検討会)においては、そもそもの研究目的を十全に達成することを前提としつつ、汎用性が高く比較的大型の設備・機器は共用を原則とすることが適当であるとされています。

また、「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」(平成 27 年 11 月科学技術・学術審議会先端研究基盤部会)にて、大学及び国立研究開発法人等において「研究組織単位の研究設備・機器の共用システム」(以下、「機器共用システム」という。)を運用することが求められています。

これらを踏まえ、本事業により購入する研究設備・機器について、特に大型で汎用性のあるものについては、他の研究費による管理条件の範囲内において、所属機関・組織における機器共用システムに従って、当該研究課題の推進に支障ない範囲での共用、他の研究費等に

より購入された研究設備・機器の活用、複数の研究費の合算による購入・共用などに積極的に取り組んで下さい。

また、大学共同利用機関法人自然科学研究機構分子科学研究所において全国的な設備の相互利用を目的として実施している「大学連携研究設備ネットワーク事業」や各国立大学において「設備サポートセンター整備事業」等により構築している全学的な共用システムとも積極的に連携を図り、研究組織や研究機関の枠を越えた研究設備・機器の共用を促進してください。

- 「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」
(平成 27 年 11 月 25 日科学技術・学術審議会先端研究基盤部会)
https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/icsFiles/afildfile/2016/01/21/1366216_01_1.pdf
- 「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について(中間取りまとめ)」(平成 27 年 6 月 24 日 競争的研究費改革に関する検討会)
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm
- 競争的資金における使用ルール等の統一について
(平成 27 年 3 月 31 日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)
<https://www8.cao.go.jp/cstp/comefund/siyouuruu.pdf>
- 「大学連携研究設備ネットワーク事業」
<https://chem-eqnet.ims.ac.jp/>

18 バイオサイエンスデータベースセンターへの協力

ライフサイエンス分野の本事業実施者は、論文発表等で公表された成果に関わる生データの複製物、又は構築した公開用データベースの複製物を、バイオサイエンスデータベースセンター(※)に提供くださるようご協力をお願いします。提供された複製物は、非独占的に複製・改変その他必要な形で利用できるものとします。複製物の提供を受けた機関の求めに応じ、複製物を利用するに当たって必要となる情報の提供にもご協力をお願いすることがあります。

※ バイオサイエンスデータベースセンター(<https://biosciencedbc.jp/>)

様々な研究機関等によって作成されたライフサイエンス分野データベースの統合的な利用を推進するために、平成 23 年 4 月に JST に設置されました。総合科学技術会議統合データベースタスクフォースにおいて、我が国のライフサイエンス分野のデータベース統合化に関わる中核的機能を担うセンターに関する検討がなされ、その検討結果を受けて、平成 18 年度から平成 22 年度にかけて実施された文部科学省「統合データベースプロジェクト」と、平成 13 年度から実施されている JST「バイオインフォマティクス推進センター事業」とを一本化したものです。

バイオサイエンスデータベースセンターでは、関連機関の積極的な参加を働きかけるとともに、戦略の立案、ポータルサイトの構築・運用、データベース統合化基盤技術の研究開発、バイオ関連データベース統合化の推進を4つの柱として、ライフサイエンス分野データベースの統合化に向けて事業を推進します。これによって、我が国におけるライフサイエンス研究の成果が、広く研究者コミュニティに共有かつ活用されることにより、基礎研究や産業応用研究につながる研究開発を含むライフサイエンス研究全体が活性化されることを目指します。

19 オープンアクセスについて

JST ではオープンアクセスに関する方針を平成 25 年 4 月に発表しました。本事業で得られた研究成果(論文)について、機関リポジトリなどを通じて公開いただくよう推奨します。詳しくは以下のホームページをご覧ください。

<https://www.jst.go.jp/pr/intro/johokokai.html>

(https://www.jst.go.jp/pr/intro/pdf/policy_openaccess.pdf)

20 JST 先端計測分析技術・機器開発プログラムの成果(研究開発ツール)について

先端計測分析技術・機器開発プログラムでは、多くの研究開発ツールが実用化されています。研究開発の推進にあたり、新たに検討する研究開発ツールがありましたらご参照いただけますと幸いです。

詳しくは <https://sentan-db.jst.go.jp/> をご覧ください。

21 博士課程(後期)学生の処遇の改善について

第3期、第4期及び第5期科学技術基本計画においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士課程(後期)学生に対する経済的支援を充実すべく、「博士課程(後期)在籍者の2割程度が生活費相当額程度を受給できることを目指す」ことが数値目標として掲げられています。

また、「未来を牽引する大学院教育改革(審議まとめ)」(平成 27 年9月 15 日 中央教育審議会大学分科会)においても、博士課程(後期)学生に対する多様な財源によるRA(リサーチ・アシスタント)雇用の充実を図ること、博士課程(後期)学生のRA雇用及びTA雇用に当たっては、生活費相当額程度の給与の支給を基本とすることが求められています。これらを踏まえ、本事業により、博士課程(後期)学生を積極的にRAとして雇用するとともに、給与水準を生活費相当額とすることを目指しつつ、労働時間に見合った適切な設定に努めてください。

RA を雇用する際の留意点

- 博士課程(後期)在学者を対象とします。
- 給与単価を年額では 200 万円程度、月額では 17 万円程度とすることを推奨しますので、それを踏まえて研究費に計上してください。ただし、学業そのものや本事業の共同研究以

外の研究に関わる活動などに対する人件費充当は目的外(不正)使用と見なされる場合がありますので十分ご注意ください。

- 具体的な支給額・支給期間等については、研究機関にてご判断いただきます。上述の水準以上または以下での支給を制限するものではありません。
- 奨学金や他制度におけるRAとして支給を受けている場合は、当該制度・所属する研究機関にて支障がないことが前提となりますが、重複受給について JST から制限を設けるものではありません。

22 若手の博士研究員の多様なキャリアパスの支援について

「文部科学省の公的研究費により雇用される若手博士研究員の多様なキャリアパス支援に関する基本方針」【平成 23 年度 12 月 20 日科学技術・学術審議会人材委員会】

(https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu10/toushin/1317945.htm)において、

「公的研究費により若手の博士研究員を雇用する公的研究機関および研究代表者に対して、若手の博士研究員を対象に、国内外の多様なキャリアパスの確保に向けた支援に積極的に取り組む」ことが求められています。これを踏まえ、本公募に採択され、公的研究費(競争的資金その他のプロジェクト研究資金や、大学向けの公募型教育研究資金)により、若手の博士研究員を雇用する場合には、当該研究員の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取組をお願いいたします。

また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。

23 researchmap への登録について

JST 国際科学技術共同研究推進事業(戦略的国際共同研究プログラム)では、日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースである researchmap (旧称 ReaD&Researchmap※<https://researchmap.jp/>)を業績情報のマスタデータベースとして、今後、実績報告等の様々な場面で活用していくことを予定しています。

researchmap は平成 26 年 3 月現在、約 23 万人の研究者が登録しており、登録した業績情報は、インターネットを通して公開することもできます。e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、研究者の方が様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなります。平成 26 年度からは、研究者人材データベース(JREC-IN)の履歴書作成機能とシングルサインオンで連携し、さらに便利にご利用いただけるようになりました。

登録いただいた公開データは、J-GLOBAL(<https://jglobal.jst.go.jp/>)からも公開されます。researchmap、J-GLOBAL の利用者は国内外の大学・企業等、幅広く、将来の共同研究等のアプローチが期待できます。また、JST でも研究者の業績情報を確認する際に researchmapを使用しています。

researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本事業実施者は、researchmap に登録くださるよう、ご協力をお願いします。

※2014 年 4 月 1 日、ReaD&Researchmap は「researchmap」に名称が変わりました。

24 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を利用した応募方法

応募は府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を通じて行っていただきます。応募の際は、特に以下の点に注意してください。

(i) e-Rad 使用にあたる事前登録

e-Rad の使用にあたっては、研究機関及び研究者の事前登録が必要となります。

①研究機関の登録

応募にあたっては、応募時まで e-Rad に研究機関が登録されていることが必要となります。

研究機関で1名、e-Rad に関する事務代表者を決めていただき、事務代表者はポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を行ってください。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。なお、一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、既に他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

②研究者情報の登録

本事業に応募する際の実施担当者を研究者と称します。研究機関は実施担当者の研究者情報を登録し、ログイン ID、パスワードを取得することが必要となります。

ポータルサイトに掲載されている研究事務代表者及び事務分担者用マニュアルを参照してください。

(ii) e-Rad への応募情報入力

システムへの応募情報入力にあたっては、付録(「e-Rad による応募情報入力の方法」)をご参照ください。

- ①電子媒体(アップロードする申請書)に貼り付ける画像ファイルの種類は「GIF」「BMP」「PNG」形式のみとしてください。それ以外の画像データを貼り付けた場合、正しく PDF 形式に変換されません。画像データの貼り付け方については、研究者用マニュアルを参照してください。
- ②アップロードできる電子媒体は1ファイルで最大容量は 10MB です。それを超える容量のファイルは国際科学技術部事業実施グループへ問い合わせてください。
- ③電子媒体の様式は、アップロードを行う前に PDF 変換を行う必要があります。PDF 変換はログイン後のメニューからも行えます。また、同じくメニューから変換ソフトをダウンロードし、お使いのパソコンへインストールしてお使いいただくことも出来ます。外字や特殊文字等を使用した場合、文字化けする可能性がありますので、変換された PDF ファイルの

内容をシステムで必ず確認してください。利用可能な文字に関しては、研究者用マニュアルを参照してください。

④提出締切日までにシステムの「応募課題管理」画面の「申請進行ステータス」が「配分機関処理中」となっていない申請は無効となります。正しく操作しているにも関わらず、提出締切日までに「配分機関処理中」にならなかった場合は、国際科学技術部事業実施担当まで連絡してください。

⑤応募書類に不備等がある場合は、審査対象とはなりませんので、公募要領を熟読のうえ、注意して記入してください。(応募書類のフォーマットは変更しないでください。)応募書類の差し替えは固くお断りいたします。また、応募書類の返却は致しません。

(iii) e-Rad の操作方法

e-Rad の操作方法に関するマニュアルは、ポータルサイト(<https://www.e-rad.go.jp/>)から参照またはダウンロードすることができます。利用規約に同意の上、応募してください。

(iv) 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の操作方法に関する問い合わせ先

事業そのものに関する問い合わせは国際科学技術部事業実施グループにて受け付けます。府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の操作方法に関する問い合わせは、e-Rad ヘルプデスクにて受け付けます。国際科学技術共同研究推進事業(戦略的国際共同研究プログラム)のホームページ及び e-Rad のポータルサイト(以下、「ポータルサイト」という。)をよく確認の上、問い合わせてください。なお、審査状況、採否に関する問い合わせには一切回答できません。

制度・事業に関する問い合わせおよび応募書類の作成・提出に関する手続き等に関する問い合わせ	JST 国際科学技術共同研究推進事業(戦略的国際共同研究プログラム) 国際科学技術部 事業実施グループ 定岡・箕輪・村上	＜お問い合わせはなるべく電子メールでお願いします(お急ぎの場合を除く)＞ jointisr@jst.go.jp 03-5214-7375(直通) 03-5214-7379(FAX) 受付時間:10:00～12:00/13:00～17:00 ※土曜日、日曜日、国民の祝日 および 年末年始(12月29日～ 1月3日)を除く
e-Radの操作方法に関する問い合わせ	e-Radヘルプデスク	※平成28年3月31日まで 0120-066-877(フリーダイヤル) ※平成28年4月1日より 0570-066-877(ナビダイヤル) (受付時間帯) 午前9:00～午後6:00※土曜日、日曜日、 祝祭日、年末年始を除く

○ e-Rad ポータルサイト: <https://www.e-rad.go.jp/>

(ii) e-Rad の利用可能時間帯

(月～日)0:00～24:00(24時間365日稼働)

ただし、上記利用可能時間帯であっても保守・点検を行う場合、運用停止を行うことがあります。運用停止を行う場合は、ポータルサイトにて予めお知らせします。

25 応募に際してよくある質問

応募に関し、主な Q&A を以下にまとめています。

応募の際に、所属機関の承諾書が必要ですか。	必要ありません。ただし、採択後には、JST と研究者が研究を実施する研究機関との間で研究契約を締結することになりますので、必要に応じて研究機関への事前説明等を行ってください。
年齢等の応募資格の制限はありますか。	年齢制限はございません。
日本側代表研究者は、日本国籍を有する者である必要がありますか。	日本国内の研究機関に所属する研究者であれば、国籍による応募資格の制限はございません。
JST のさがしかけ研究者、CREST の研究代表者または主たる共同研究者として採択されている場合でも、本公募に応募することができますか。	本公募へ応募することは可能ですが、採択候補となった場合には、研究費の減額や研究計画の調整などを行う場合がございます。
国際科学技術共同研究推進事業(戦略的国際共同研究プログラム)に既に採択されている場合、今回新たに応募することはできますか。	本公募における支援期間が同一相手国・同一研究領域で既に支援されている課題の支援期間と重なる場合は応募できません。 それ以外の場合応募することは可能ですが、採択候補となった場合には研究費の減額や研究計画の調整を行う場合がございます。

26 JST のダイバーシティ推進の取り組みについて

JSTはダイバーシティを推進しています！

科学技術イノベーションをもたらす土壌には「ダイバーシティ(多様性)」が必要です。年齢、性別、国籍を問わず、多様な専門性、価値観等を有する人材が参画し、アイデアを出し合い、共創、共働してこそ新しい世界を拓くことができます。JST は、あらゆる科学技術においてダイバーシティを推進することにより未来社会の課題に取り組み、我が国の競争力強化と心の豊かさの向上に貢献していきます。

現在、女性の活躍が「日本最大の潜在力」として成長戦略の中核に位置づけられています。研究開発においても、女性の参画拡大が重要であり、科学技術イノベーションを支える多様な人材として女性研究者が不可欠です。JST は女性研究者の積極的な応募に期待しています。JST では、従来より実施している「出産・子育て・介護支援制度」について、利用者である研究者の声に耳を傾け、研究復帰可能な環境づくりを図る等、制度の改善にも不断に取り組んでいます。

新規課題の募集と審査に際しては、多様性の観点も含めて検討します。

研究者の皆様、積極的なご応募をいただければ幸いです。

国立研究開発法人科学技術振興機構
理事長 濱口 道成

みなさまからの応募をお待ちしております

多様性は、自分と異なる考えの人を理解し、相手と自分の考えを融合させて、新たな価値を作り出すためにあるという考えのもと、JSTはダイバーシティを推進しています。

JSTのダイバーシティは、女性はもちろんのこと、若手研究者と外国人研究者も対象にしています。一人ひとりが能力を十分に発揮して活躍できるよう、研究者の出産と子育てについて支援を継続し、また委員会等についてもバランスのとれた人員構成となるよう努めています。幅広い人たちが互いに切磋琢磨する環境を目指して、特にこれまで応募が少なかった女性研究者の方々の応募を歓迎いたします。

みなさまからの積極的な応募をお待ちしております。

国立研究開発法人科学技術振興機構
人財部ダイバーシティ推進室 渡辺美代子

JST では、ダイバーシティを推進するため、研究とライフイベント(出産・育児・介護)との両立支援策を始め、様々な取り組みを実施しています。

詳しくは JST ダイバーシティ推進のホームページ(<https://www.jst.go.jp/diversity/>)をご覧ください。

e-Rad による応募情報入力の方法

■ 本公募の締切

2016 年 5 月 31 日 15:00 厳守

■ 応募前の注意事項

応募の前に、必ず所属研究機関および研究者が府省共通研究開発管理システム（e-Rad）に登録済みであることを確認してください。

本公募への応募は e-Rad を通じて行います。

e-Rad を使用するには、所属する研究機関及び研究者の事前登録が必要です。

未登録の場合は、e-Rad ポータルサイト（<https://www.e-rad.go.jp/>）に掲載されている研究事務代表者及び事務分担者用マニュアルを参照し、速やかに登録し、ログイン ID、パスワードを取得してください。

■ システムを利用した応募の流れ

研究機関が行います

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録

研究機関で 1 名、事務代表者を決め、ポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を行います。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2 週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。

参照 URL : <https://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/>



研究機関が行います

事務代表者のログイン

システム運用担当から所属研究機関通知書（事務代表者のシステムログイン ID、初期パスワード）が届きます。通知書に記載されたログイン ID、初期パスワードを入力してログインします。

参照マニュアル : [研究機関事務代表者用マニュアル「I 1.7 ログイン」](#)



研究機関が行います

部局情報、事務分担者情報、職情報、研究者情報の登録

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）上で、部局情報、事務分担者（設ける場合）、職情報、研究者（申請する際に代表者となる方）を登録し、事務分担者用及び研究者用のID、パスワードを発行します。

参照マニュアル：[研究機関事務代表者用マニュアル「Ⅱ 3.2 部局情報管理」「Ⅱ 3.3 事務分担者情報管理」「Ⅱ 3.1\(E\)職情報の登録」「Ⅱ 2 研究者情報の登録」](#)



研究者が行います

公募要領・申請様式の取得

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）で受付中の公募の一覧を確認して、公募要領と申請様式をダウンロードします。

参照マニュアル：[研究者用マニュアル「Ⅰ 1.7 ログイン」「Ⅱ 1.1 公開中の公募一覧」](#)



研究者が行います

応募情報の入力と提出

システムに必要な事項を入力及び申請書をアップロードします。
システムには、それぞれ、①Web 上で直接入力が必要な内容、②電子媒体（PDF、Word、一太郎）で添付する内容があります。詳しくは「申請書様式のダウンロードと応募方法」をご覧ください。

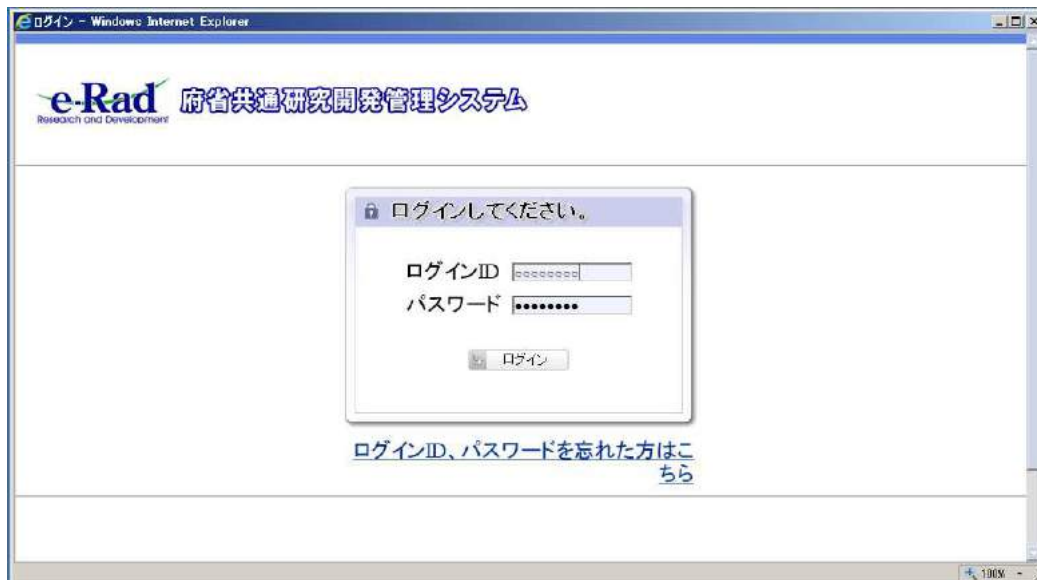
参照マニュアル：[研究者用マニュアル「Ⅱ 1.1 公開中の公募一覧」](#)

■ 申請書様式のダウンロードと応募方法

1. e-Rad にログインする 3
2. 応募する公募名を探す 4
3. 公募要領・申請書様式をダウンロードする 5
4. 申請書（アップロードする電子媒体）を作成する 6
5. 応募情報の入力と応募書類のアップロード 7
6. 応募状況を確認する 20

1. e-Rad にログインする

e-Rad ポータルサイト (<https://www.e-rad.go.jp/>) にアクセスします。
ログイン ID、パスワードを入力し、e-Rad へログインしてください。



2. 応募する公募名を探す

研究者向けトップ・メニュー画面の「公開中の公募一覧」をクリックします。



※ 見つからない場合は、検索画面で「戦略的国際共同研究プログラム」を入力して検索できます。

3. 公募要領・申請書様式をダウンロードする

応募する公募名の「詳細」のボタンをクリックします。



「公募詳細」画面で、公募情報の詳細内容を確認し、公募要領と申請書様式をダウンロードしてください。



4. 申請書（アップロードする電子媒体）を作成する

本公募への応募にあたっては、e-Rad への直接入力に加え、PDF 形式に変換した申請書ファイルの e-Rad へのアップロードが必要です。

ダウンロードした公募要領、申請書様式に従って、申請書を作成します。

e-Rad にアップロードできる申請書は、

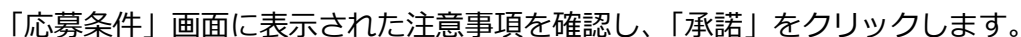
10MB までの PDF 形式 1 ファイルのみ
(パスワードは設定しないでください)

です。

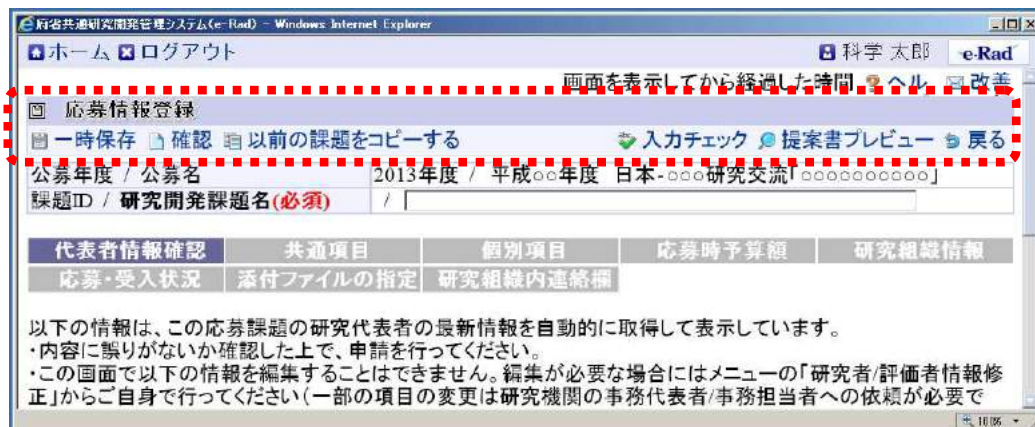
また、やむを得ずファイルが 10MB を超えてしまう場合は、国際科学技術部事業実施担当へ問い合わせてください。

申請書の PDF 形式への変換は、e-Rad の PDF 変換画面でも行うことができます (Word、一太郎形式のみ)。操作方法は、[22 ページ「e-Rad による PDF 変換の操作方法」](#)を参照してください。

「公開中公募一覧」画面で応募したい公募名の「応募情報入力」をクリックします。



《ポイント：応募情報登録操作ボタンの説明》



応募情報の入力では、画面上部の操作ボタンが使用できます。
ボタン機能を以下に示します。

操作ボタン機能	
一時保存	作成途中に入力内容の保存を行います。 e-Rad は、ログイン後、一定時間（30 分）が経過すると接続が切断されます。適宜、一時保存してください。
確認	入力内容の確認を行います。 全ての項目の入力が完了したら、応募情報を確認してください。
以前の課題をコピーする	過去に作成した応募/採択課題の情報をコピーします。
入力チェック	入力内容のチェックを行うことができます。
提案書プレビュー	現在の入力内容で応募内容提案書 PDF を生成し、入力内容がどのように PDF で表示されるのかを確認できます。
戻る	「応募条件」画面に戻ります。

(1) 研究開発課題名を入力します

「研究開発課題名」を**日本語**で入力します。

The screenshot shows the 'e-Rad' application interface. The 'Research Development Topic' field is highlighted with a red dashed box. The field contains the text '201×年度 / 平成○○年度 日本-○○○研究交流「○○○○○○○○○○」'. Below the field, there is a table with the following columns: '代表者情報確認', '共通項目', '個別項目', '応募時予算額', and '研究組織情報'. The table contains the following rows: '応募・受入状況', '添付ファイルの指定', and '研究組織内連絡欄'. Below the table, there is a section for '研究者情報' with the following fields: '研究者番号' (20000044), '研究機関名(必須)' (独立行政法人科学技術振興機構), '部局' (○○○○部), '職階' (その他), '職名' (その他), '研究者氏名' (漢字: 科学 太郎, フリガナ: カガク タロウ), '性別' (男), '生年月日' (2013年4月1日), and 'メールアドレス' (○○○○○@jst.go.jp).

(2) 登録されている研究者情報を確認します

「代表者情報確認」に表示された研究者情報が応募者自身であることを確認してください。

The screenshot shows the 'e-Rad' application interface. The 'Researcher Information' section is highlighted with a red dashed box. The section contains the following fields: '研究者番号' (20000044), '研究機関名(必須)' (独立行政法人科学技術振興機構), '部局' (○○○○部), '職階' (その他), '職名' (その他), '研究者氏名' (漢字: 科学 太郎, フリガナ: カガク タロウ), '性別' (男), '生年月日' (2013年4月1日), and 'メールアドレス' (○○○○○@jst.go.jp).

※ e-Rad からメールが自動配信されるよう設定されている場合、申請書類の受付状況が変更された時等に本画面のメールアドレス宛にメールが送信されます。メールアドレスを変更する必要がある場合は、所属研究機関の事務担当者に連絡してください。研究機関に所属していない方は、「e-Rad ヘルプデスク」に連絡してください。

「共通項目」ボタンをクリックします。

科学共同研究管理システム(e-Rad) - Windows Internet Explorer

ホーム ログアウト

科学 太郎 e-Rad

画面を表示してから経過した時間 ヘル 改善

応募情報登録

一時保存 確認 以前の課題をコピーする

入力チェック 提案書プレビュー 戻る

公募年度 / 公募名 2018年度 / 平成30年度 日本-○○○研究交流「○○○○○○○○○○」

課題ID / 研究開発課題名(必須) /

代表者情報確認	共通項目	個別項目	応募時予算額	研究組織情報
応募・受入状況	研究機関内連絡欄			

以下の情報は、この応募課題の研究代表者の最新情報を自動的に取得して表示しています。

- ・内容に誤りがないか確認した上で、申請を行ってください。
- ・この画面で以下の情報を編集することはできません。編集が必要な場合にはメニューの「研究者/評価者情報修正」からご自身で行ってください(一部の項目の変更は研究機関の事務代表者/事務担当者への依頼が必要です)。

研究者番号	20000044
研究機関名(必須)	独立行政法人科学技術振興機構
部局	○○○○部
職階	その他
職名	その他
研究者氏名	漢字 科学 太郎 フリガナ カグク タロウ
性別	男
生年月日	2013年4月1日
メールアドレス	○○○○○@jst.go.jp

「共通項目」画面を表示し、必須事項を入力します。

研究者情報登録システム(e-Rad) - Windows Internet Explorer

■ ホーム ■ ログアウト

最新情報窓

最新年度 / 平成20年度 日本○○○研究完成(○○○○○○○○○)

2013年度 / 平成○○年度 日本○○○研究完成(○○○○○○○○○)

代表者情報確認 必要 受入状況

研究期間(必須)

開始) 年度 から (終了) 年度

研究分野(主)

細目名(必須)

※「細目名」を変更した場合、登録していた「キーワード」はすべてクリアされます。

キーワード1(必須)

キーワード2

キーワード3

キーワード4

キーワード5

その他キーワード1

その他キーワード2

研究分野(副)

細目名(必須)

※「細目名」を変更した場合、登録していた「キーワード」はすべてクリアされます。

キーワード1(必須)

キーワード2

キーワード3

キーワード4

キーワード5

その他キーワード1

その他キーワード2

研究目的(必須)

※1000文字以内(改行、スペース含む)で入力してください。なお、改行は1文字分でカウントされます。

入力文字数3200

あと1000文字

研究概要(必須)

※1000文字以内(改行、スペース含む)で入力してください。なお、改行は1文字分でカウントされます。

入力文字数3200

あと1000文字

《ポイント：「共通項目」 必須項目入力時の注意点》

◆ 研究期間

公募要領に従って、研究期間を**西暦**で入力します。

(例：2013 年度から 2016 年度（研究終了年度）)

◆ 研究分野（主）

ご自身の研究分野に合う、「細目名」「キーワード」を選択します。

◆ 研究分野（副）

ご自身の研究分野に合う、「細目名」「キーワード」を選択します。

◆ 研究目的

「省略」と入力してください。

◆ 研究概要

「省略」と入力してください。

(4) 「個別項目」を入力します

「個別項目」ボタンをクリックして、入力欄を表示させます。

応募情報登録 - Windows Internet Explorer

画面を表示してから経過した時間 (00:00:28) ? ヘルプ 改善要望

応募情報登録

一時保存 確認 以前の課題をコピーする

入力チェック 提案書プレビュー 閉じる

公募年度 / 公募名 2015年度 / 平成27年度 日本-台湾研究交流「セキュアでディンダブルなIoTポータブルデバイスのための研究」

課題ID / 研究開発課題名(必須) XXXXXXXX /

代表者情報確認	共通項目	個別項目	応募時予算額	研究組織情報
応募・受入状況	添付ファイルの指定	研究組織内連絡欄		

【個別項目1】本公募要領別紙「日本側応募者への応募にあたっての注意事項」をよく読み、記載事項に則った応募であることを確認していますか。(必須) ☐ 記載事項を読み、記載事項に基づく応募であると確認しました。

【個別項目2】研究活動を行うにあたり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成26年8月26日文科省大臣決定)」の内容を理解し、遵守することを誓約しますか。(必須) ☐ ガイドラインの内容を理解し、遵守することを誓約します。

【個別項目3】研究活動を行うにあたり、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(平成26年2月18日改正文科省大臣決定)」を遵守することを誓約しますか。(必須) ☐ ガイドラインの内容を理解し、遵守することを誓約します。

【個別項目4】申請にあたり、研究不正行為(捏造、改ざん、盗用、研究費の不正使用など)を行わないことを誓約しますか。(必須) ☐ 研究不正行為を行わないことを誓約します。

【個別項目5】本研究提案に記載している過去の研究成果において、研究活動の不正行為は行われていないことを誓約しますか。(必須) ☐ 行われていないことを誓約します。

【個別項目6】公募要領別紙(日本側応募者への応募にあたっての注意事項)1ページ目を確認し、研究倫理の教育プログラムの受講状況について回答してください。(必須)

【個別項目7】CITI Japan e-ラーニング修了証番号(受講者のみ)

《ポイント：「個別項目 1～6」入力時の注意点》

◆ 個別項目 1

別紙「日本側応募者への応募にあたっての注意事項」を読み、各項目で説明されている注意事項等に則った応募であることを確認します。

確認が済んだら、「記載事項をよく読み、記載事項に基づく応募であると確認しました」をチェックします。

◆ 個別項目 2

研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）の内容を読み、研究者として遵守すべき事項を理解したら、「ガイドラインの内容を理解し、遵守することを誓約します」をチェックします。

※研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

◆ 個別項目 3

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 26 年 2 月 18 日改正文部科学大臣決定）の内容を読み、研究者として遵守すべき事項を理解したら、「ガイドラインの内容を理解し、遵守することを誓約します」をチェックします。

※研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343831.htm

◆ 個別項目 4

申請にあたり、研究不正行為（捏造、改ざん、盗用、研究費の不正使用など）を行わないことを誓約する場合は、「研究不正行為を行わないことを誓約します。」をチェックします。

◆ 個別項目 5

申請にあたり、申請書に記載している過去の研究成果において、研究活動の不正行為は行われていないことを誓約する場合は、「行われていないことを誓約します。」をチェックします。

◆ 個別項目 6

別紙「日本側応募者への応募にあたっての注意事項」をよく読み、研究代表者の研究倫理に関する教育プログラムの受講状況について（1）～（4）のいずれかを選択し申告・登録をしてください。

（1）所属研究機関で受講済み（（3）以外）

申請時点で所属研究機関の研究倫理に関する教育プログラムを受講済み
の場合は選択してください。

(2) 所属研究機関で受講予定（応募締切後 30 日以内）

所属研究機関において研究倫理に関する教育プログラムが開講されている
ものの、申請時点で未受講の場合は、（2）を選択してください。

**研究倫理に関する教育プログラムを所属機関で受講し、応募締切後 30 日
以内に受講済みであることを公募担当者にメールで連絡してください。そ
の上で、公募担当者の指示に従い e-Rad 上の受講状況の再申告・登録を
行ってください。**

(3) CITI Japan e-ラーニングプログラムを受講済

所属研究機関や JST の事業等において CITI Japan の e-ラーニングプログ
ラムを受講済みである場合は、（3）を選択してください。併せて CITI
Japan e-ラーニングプログラムの修了証に記載されている修了証番号を
「個別項目 7」で記入してください。

(4) JST を経由し受講予定（応募締切後 30 日以内）

所属研究機関において研究倫理に関する教育プログラムが実施されてい
ないなど、所属機関での受講が相当困難な場合には、JST を経由し CITI
Japan e-ラーニングプログラム（ダイジェスト版）を受講することが可能
です。希望する場合は、（4）を選択してください。受講にあたっては、下
記 URL から受講登録を行ってください。

<http://edu.citiprogram.jp/jstreggh27.html>

**受講登録後速やかに受講し、応募締切後 30 日以内に修了証番号を添えて
受講済みであることを公募担当者にメールで連絡してください。その上
で、公募担当者の指示に従い e-Rad 上の受講状況の再申告・登録を行っ
てください。**

CITI Japan e-ラーニング受講に関する相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構 総務部 研究公正室

E-mail : ken_kan[at]jst.go.jp

※送信の際は[at]を@に換えてください。

◆ 個別項目 7

CITI Japan e-ラーニングプログラムを受講済みである場合（個別項目 6 で
（3）を選択した場合）は、**CITI Japan e-ラーニングプログラムの修了証に
記載されている修了証番号を必ず入力してください。**修了証番号は、修了年月
日の右隣にある Ref#に続く番号です。

(5) 「応募時予算額」を入力します

「応募時予算額」ボタンをクリックし、「応募時予算額」の入力欄を表示させます。**日本側チーム全体の総額研究費（直接経費）を年度ごとに千円単位**で入力します。千円以下は切り捨てます。
直接経費の総額が3年間で1800万円以下となるよう入力してください。

このタブでは、この応募課題の年度ごとの予算額の登録を行います。
(単位: 千円)

直接経費	上限	999,999,999
	下限	1
間接経費	上限	0(直接経費の10%)
	下限	-

※ 間接経費は、直接経費の一定パーセントを上限として登録できます。
※ 上限額を設定しない公募の場合には便宜上「999,999,999」、下限額を設定しない公募の場合には便宜上「1」と表示されます。
対象の公募の公募要領等を参照し入力してください。

(単位: 千円)

		2014年度	2015年度	2016年度	合計
直接経費	物品費 (必須)				0
	人件費・謝金 (必須)				0
	旅費 (必須)				0
	会議費 (必須)				0
	その他 (必須)				0
	小計	0	0	0	0
間接経費	直接経費×10...				0
合計		0	0	0	0

(6) 研究組織情報を入力します

「研究組織情報」ボタンをクリックして、研究組織情報の入力欄を表示します。
本応募に関する**研究代表者の情報**を入力します。

別途委託研究契約を締結する予定の共同研究グループがある場合はその研究組織情報を入力します。「追加」ボタンをクリックしてグループ数分の入力欄を追加します。主たる共同研究者（各共同研究グループのリーダー）の氏名、所属研究機関を入力してください。研究代表者は主たる共同研究者から研究者番号、所属研究機関コードを入手してください。

府省共通研究開発管理システム(e-Rad) - Windows Internet Explorer

ホーム ログアウト 科学 太郎

画面を表示してから経過した時間 ヘルプ 改善

応募情報登録

一時保存 確認 以前の課題をコピーする 入力チェック 提案書プレビュー 戻る

(単位: 千円)

応募時予算額	初年度予算額 ※1	このタブでの入力額	差額(未入力額) ※2
直接経費	39,999,996	0	39,999,996
間接経費	9,999,999	0	9,999,999

※1「初年度予算額」は、「応募時予算額」タブの1年目に入力されている金額情報です。
 ※2「差額(未入力額)」とは、以下の計算式から算出されます。提出時には「0」となっている必要があります。
 [差額(未入力額)] = [初年度予算額] - [このタブでの入力額]

上へ移動 下へ移動 削除

選択	研究者検索	最新情報への更新	役割	研究者番号	研究機関	機関 ※3 (必須)	専門分野 (必須)	直接経費(千円) ※4 (必須)	間接経費(千円) ※4 (必須)	エフォート (%) (必須)	閲覧・編集権限
						部局	学位	間接経費(千円) ※4 (必須)			
				20000044	独立行政法人科学技術振興機構						
			研究代表者	(姓) 科学	テスト部	博士					
				(名) 太郎							
				(姓) カガク	その他						
				(名) タロウ	その他						
			研究分担者								

追加 上へ移動 下へ移動 削除

※3 複数の研究機関へ所属している場合、どの機関の研究者として登録を行うのかを選択
 ※4 各金額欄には研究組織の各メンバーが研究期間1年目に使用する金額を入力します。各タブの研究期間初年度の金額と同じである必要があります。(合計額は画面上部の「このタブ」)

《ポイント：「共通項目」必須項目入力時の注意点》

◆ 直接経費／間接経費

初年度の予算額を直接経費、間接経費に分けて**千円単位**で入力します。

千円以下は切り捨てます。委託研究契約を締結する予定の共同研究グループについても、研究代表者グループ同様に全研究期間の研究費総額を、直接経費、間接経費に分けて千円単位で入力してください。

「, (コンマ)」は自動的に挿入されます。

「正しい値を入力してください。」というエラーがでた場合は、「, (コンマ)」が含まれていないか確認してください。

◆ 専門分野

研究代表者主たる共同研究者の専門分野を**最大 50 字**で入力します。(全半角混在可能)

◆ 役割分担

研究代表者の役割分担は「**研究代表者**」と入力します。

主たる共同研究者の役割分担は「**研究分担者**」と入力します。

◆ エフォート率

対象の研究者がこの研究を実施するにあたって必要となる「エフォート」を入力します。

エフォートとは、研究者の年間の全仕事時間（研究活動のみならず、教育・医療活動等を含む）を 100%とした場合に、この研究の実施に必要な配分率(%)を指します。

主たる共同研究者についても主たる共同研究者が本研究に割くエフォート率を入力してください。

(7) 応募・受入状況を確認します

「応募・受入状況」ボタンをクリックし、「応募・受入状況」画面を表示します。
e-Rad 上に登録されている研究者の採択状況/応募状況が自動的に表示されます。
表示内容が正しいか確認します。

※ エフォート率を修正する場合は、トップ・メニュー画面の「応募/採択状況（エフォート管理）」から変更申請を行ってください。

※ 採択課題情報を修正する場合は、「採択課題管理」から、変更申請を行ってください。

(8) 応募情報ファイル（申請書）をアップロードします

「添付ファイルの指定」ボタンをクリックし、アップロード画面を表示します。

作成した申請書（**PDF 形式 1 ファイル、最大 10MB まで**）を「参照」ボタンで指定し、「アップロード」ボタンをクリックします。

科学 太郎 e-Rad

画面を表示してから経過した時間 ヘル 改善

応募情報登録

一時保存 確認 以前の課題をコピーする 入力チェック 提案書プレビュー 戻る

公募年度 / 公募名 201×年度 / 平成○○年度 日本-○○○研究交流「○○○○○○○○○」

課題ID / 研究開発課題名(必須) / ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

代表者情報確認	共通項目	個別項目	応募時予算額	研究組織情報
応募・受入状況	添付ファイルの指定	研究組織内連絡欄		

このタブでは、応募を行うにあたって提出が必要なファイルのアップロードを行います
・「参考資料」として提出されるファイルは、そのままのファイル形式で提出が行われます(他のファイルと結合されてPDF変換されることはありません)。

名称	形式※1	サイズ※2	ファイル名	処理
応募情報ファイル(必須)	[pdf]	10MB	参照...	アップロード

※1 表示されている形式のファイルのみアップロードすることができます。
※2 表示されているサイズまでのファイルをアップロードすることができます。

アップロード

アップロードがうまくいかない場合は、ファイル形式（PDF 形式）、サイズ（10MB 以下）を確認してください。なお、本公募での参考資料の提出は不要です。

《ポイント：「研究組織内連絡欄」は入力不要》

科学 太郎 e-Rad

画面を表示してから経過した時間 ヘル 改善

応募情報登録

一時保存 確認 以前の課題をコピーする 入力チェック 提案書プレビュー 戻る

公募年度 / 公募名 201×年度 / 平成○○年度 日本-○○○研究交流「○○○○○○○○○」

課題ID / 研究開発課題名(必須) / ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

代表者情報確認	共通項目	個別項目	応募時予算額	研究組織情報
応募・受入状況	添付ファイルの指定	研究組織内連絡欄		

このタブは、研究組織内での連絡を行うために使っていただけるテキスト入力エリアです。
・研究組織のメンバ(研究分担者/研究分担機関)は、それぞれに付与された「編集・閲覧権限」に従って編集・閲覧を行うことができます。提出後には権限を持たないメンバも閲覧が可能となります。
・このタブの情報は、この課題の研究組織のメンバのみに表示されます。それ以外のユーザ(所属する研究機関や提出先の配分機関の担当者、研究組織に存在しない研究者など)に対してこのタブの情報が表示されることはありません。また、入力された内容が申請書類としてPDFファイルへ出力されることもありません。

あと10000文字

研究組織内連絡欄

※10000文字以内(改行、スペース含む)で入力してください。なお、改行は1文字分でカウントされます。

入力文字チェック

入力が完了したら、「**提案書プレビュー**」ボタンをクリックします。

「処理中・・・」画面が表示され、これまでに入力した応募情報とアップロードした申請書ファイルを結合し、自動的に PDF ファイルを生成します。

[illegible]

応募情報登録画面の「確認」ボタンをクリックします。

応募情報登録画面の「確認」ボタンをクリックします。

「応募情報登録確認」画面が表示されます。
不備がなければ、「実行」をクリックして応募書類を JST へ提出します。

「実行」ボタンをクリックして応募書類を JST へ提出します。

※提出前にご注意ください

- ・ JST へ提出した時点で応募書類の修正はできなくなります。
- ・ 相手国側研究者から相手側対応機関に申請がない場合、日本側の申請は無効となります。
- ・ JST の公募型事業において平成 27 年度新規採択公募から、申請する研究代表者は、研究倫理に関する教育プログラムを受講済みであることが応募要件となりました。

申請者は、e-Rad の申請画面で受講状況を登録してください。

申請時点で未受講の場合は、速やかに受講し、応募締切後 30 日以内に受講完了した旨を JST 国際科学技術部の公募担当者まで連絡してください。その上で、公募担当者の指示に従い e-Rad 上の受講状況の再申告・登録を行ってください。

詳しくは公募要領別紙「日本側応募者への応募にあたっての注意事項」をご確認ください。受講が確認できない場合は、要件不備となり申請は不受理となります。

提出期限：2016 年 5 月 31 日 15:00 厳守

6. 応募状況を確認する

研究者向けトップ・メニュー画面の「応募課題情報管理」をクリックします。



「応募課題情報」画面を表示します。

この画面では、あなたが研究代表者もしくは研究分担者として関わっている応募課題の管理を行います。
この画面で管理するのは応募から採択までです。採択以降の申請手続については、「採択課題情報管理」から行ってください。
・「公募名」のリンクをクリックすると、その公募の詳細情報を参照することができます。
・「研究開発課題名」のリンクをクリックすると、その課題の履歴情報を参照することができます。

【検索条件】

制度名		[部分一致]	検索	
事業名		[部分一致]	検索	
公募年度	年度	[完全一致]		
課題ID		[完全一致]		
応募番号		[完全一致]		
研究開発課題名		[部分一致]		
研究者氏名(漢字)	(姓)	[部分一致]	(名)	[部分一致]
フリガナ	(姓)	[部分一致]	(名)	[部分一致]
応募単位	☐ すべて ☐ 研究者単位 ☐ 研究機関単位 ☐ 応募中 ☐ 応募済 ☐ 審査中 ☐ 審査済 ☐ 採択済 ☐ 不受理 ☐ 取下 ☐ 不採択(足切り) ☐ 不採択			

検索 検索条件リセット

公募年度	配分機関名	公募名	課題ID	応募番号	研究機関名	応募単位	後割	機関内募集日	締切日	更新日	応募状況	処理
平成20年度	JST	平成20年度日本-○○○研究交流	XXXXXXXXXXXX	XXXXXXXXXXXX	独立行政法人科学技術振興機構	研究者	代表	-	2008/05/10	2013/05/10	応募済	印刷

1-1/1 表示中

提出締切日時までに受付状況が「配分機関処理中」となっていない応募書類は無効となります。正しく操作しているにもかかわらず、提出締切日までに「配分機関処理中」にならなかった場合は、e-Rad ヘルプデスクまで速やかに連絡してください。

公募期間終了後、応募書類に不備がないこと、応募要件を満たしていること、相手国でも応募がなされていることを確認したうえで、応募が正式に受理されます。正式に受理されると、応募情報のステイタスが、「受理済」に変わります。

以上で、応募完了です。

補足

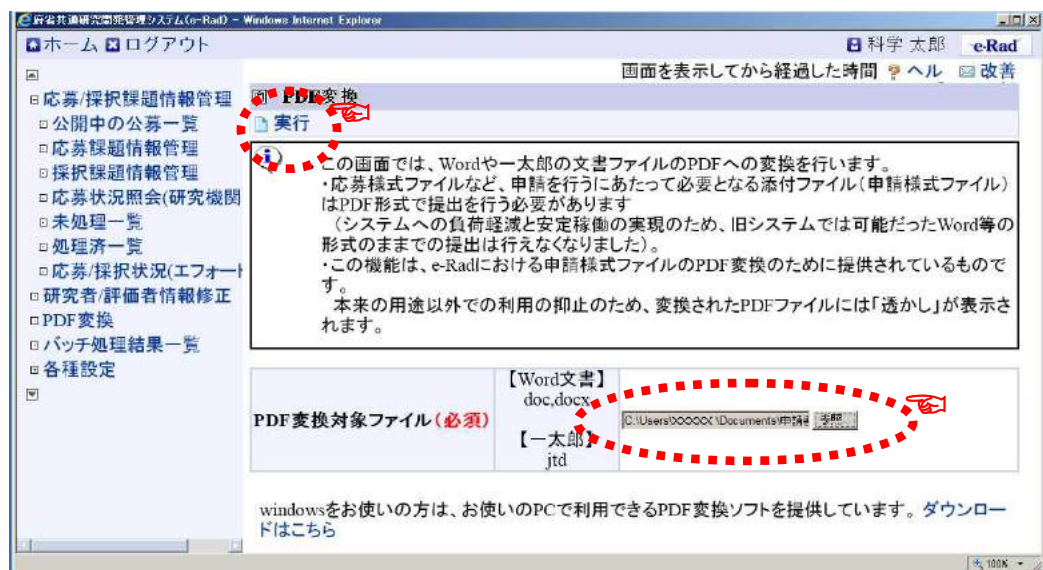
申請書(アップロードする電子媒体)のPDF形式への変換は、e-RadのPDF変換画面でも行うことができます(Word、一太郎形式のみ)。

【e-RadによるPDF変換の操作方法】

e-Radトップ画面から、「PDF変換」を選択します。

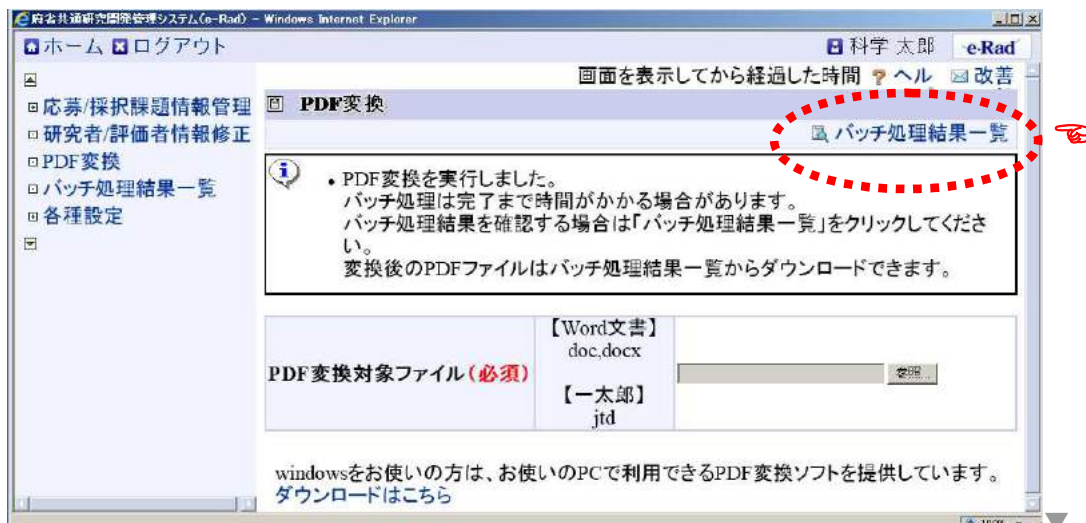


「PDF変換対象ファイル」ボックスで、変換したいファイルを指定し、「実行」ボタンをクリックします。



※ 申請書の元ファイル (Word、一太郎) に貼り付ける画像ファイルの種類は「GIF」、「BMP」、「PNG」形式のみとしてください。それ以外の画像データを貼り付けた場合、正しく PDF 形式に変換されません。

PDF 変換が完了しました。変換された PDF ファイルは、「バッチ処理結果一覧」画面から、確認できます。



バッチ処理結果一覧の「処理結果ダウンロード」ボタンをクリックし、変換されたPDFの確認をします。



間違いがなければ、ダウンロードした PDF ファイルを、保存して完了です。